

【ニュージーランド】カンタベリー地震復旧関係立法

海外立法情報調査室・矢部 明宏

* ニュージーランド南島カンタベリー地方では、2010年9月の地震に続き、2011年2月の地震のため大規模な被害が発生した。ニュージーランド政府は発生当時、緊急事態を宣言し対応に努め、それぞれ、2010年及び2011年の復旧法を制定した。復旧法の概要及びその後の復旧対策の状況を中心に紹介する。

カンタベリー地震

2010年9月4日、ニュージーランド南島のクライストチャーチ市西方約40kmのカンタベリー平原北部に震央をもつ地震（マグニチュード7.1）が発生し、クライストチャーチでは建物や道路等に被害が発生した。その復旧途上にあつた2011年2月22日、クライストチャーチ近郊で地震（マグニチュード6.3）が発生した。この地震は、前者の地震の余震とみられており、これら一連の地震をカンタベリー地震という。後者の地震は、震央が市の中心から南方9kmの至近にあり、震源が浅いことなどから、市内中心部で約180名の死者を含む人的被害、建物倒壊、広範囲の液状化現象など大規模な被害が発生した（注1）。

民間防衛緊急事態管理法の適用及び復旧法の制定

地震を含む大災害への対応及び準備等を定める基本的な法律として、「2002年民間防衛緊急事態管理法（以下「2002年法」）」がある。昨年9月4日の地震発生直後、政府は、同法に基づき、緊急事態宣言を行った（9月15日解除）。9月14日、震災への対応及び復旧の促進のため、「2010年カンタベリー地震対応及び復旧法（以下「2010年法」）」が制定された。2010年法の概要は次のとおりである。総督（注2）は、関係大臣の助言により、総督令（Order in Council）を制定し、既存の法令の適用を除外し又は法令を改正することができる（「ヘンリー8世条項」と呼ばれる。）。ただし、人の勾留・拘留に関する法令の適用除外及び改正はできず、また、市民的政治的権利について定める「1990年権利章典法」等の法律に抵触する総督令は制定できない（第6条、第7条）。総督令は、一定期間内に議会（一院制）に提出され、議会の同意が得られない場合はその効力を失う（第8条）。

今年2月の地震発生に当たっても、政府は、2月23日、2002年法に基づき緊急事態を宣言した（4月30日解除）。また、3月29日、2010年法に基づく総督令により、「カンタベリー地震復旧庁（CERA）」を設置した。さらに、4月18日、「2011年カンタベリー地震復旧法（以下「2011年法」）」が制定され、2010年法が廃止された。2011年法の概要は次のとおりである。「カンタベリー地震復旧担当大臣」は、法律の実施に関して助言を得る目的で、地域社会フォーラム及び政党間フォーラムを開催する（第6

条、第 7 条)。CERA の長官は、復旧戦略を策定し、上記大臣に提出し、総督が承認する (第 11 条)。同大臣は、クライストチャーチ市等に復旧戦略に沿った復旧計画の策定を指示し、計画を承認する (第 16 条、第 21 条)。CERA の長官は、調査その他同法上の権限行使のためのあらゆる場所への立入り (第 33 条)、あらゆる建造物の再建、改造、取壊し等の作業 (第 38 条)、道路又は公共の場所への立入りの禁止 (第 46 条) ができる。また、不動産又は動産の購入、取得、販売、賃借等ができる (第 53 条)、官報に公告した上で、土地を強制収用することができる (第 54 条)。土地の強制収用、建物の取壊しに伴う損害は補償される (第 62 条)。補償その他の決定について不服がある者は、高等法院に申し立てることができる (第 68、69 条)、一定の場合、控訴院への控訴が可能である (第 70 条)。総督は、関係大臣の助言により、総督令を制定し、既存の法令の適用を除外し又は法令を改正することができる (第 71 条)。ただし、新たに設置される「カンタベリー地震復旧審査パネル」が総督令案の事前審査を行う (第 73 条) ため、2010 年法と異なり、総督令制定権は制約を受ける。

復旧対策の状況

既に、2010 年法の下で 21 本、2011 年法の下で 10 本の震災対応及び復旧関係の総督令が制定されている。現在も市中心部では、立入り禁止区域が設定されている。市内の土地は、専門家により土地の危険度に応じて 4 つに区分けされ、ジョン・キー首相は、6 月 23 日、最も被害の大きい区域の 5 千棟の被災住宅を買い取ることを発表した (注 3)。現在、CERA のウェブサイトでは、復旧戦略草案が掲載され、10 月末を期限として、国民からの意見を募集している。また、地震による建物倒壊の原因調査のため設置された王立委員会は、2012 年 4 月までに最終報告書を提出する予定である。

注(インターネット情報はすべて 2011 年 9 月 20 日現在である。)

(1) 川上深志「ニュージーランドにおける地震対策について」『自治体国際化フォーラム』261 号, 2011.7, pp.19-21; 植村善博「ニュージーランド・クライストチャーチ地震による被害の実態」『地理』56 巻 8 号, 2011.8, pp.17-27 などを参照。

(2) 総督は、元首であるニュージーランド国王(英連邦諸国の王であるイギリス女王)の代理である。

(3) “5100 lose homes, 10500 in limbo,” *New Zealand Herald*, 2011.6.23.

<http://www.nzherald.co.nz/nz/news/article.cfm?c_id=1&objectid=10734010>

参考文献

・ “Civil Defence Emergency Management Act,”

<http://www.legislation.govt.nz/act/public/2002/0033/latest/DLM149789.html?search=ts_act_civil+defence_resel&p=1&sr=1>

・ “Canterbury Earthquake Response and Recovery Act 2010,”

<<http://www.legislation.govt.nz/act/public/2010/0114/latest/whole.html>>

・ “Canterbury Earthquake Recovery Act 2011,”

<<http://www.legislation.govt.nz/act/public/2011/0012/latest/DLM3653522.html>>